

被襖數枚を用て、重層で凸凹なからしめ、漸に昂なるやうにして、只肩の當處を少兩側より低し、其上に褥子を鋪、枕は軟なるものを用て、褥の下より、紐にてつりをかけて、轉ぬやうにすべし、枕は昂が宜ども、餘に昂は好からず、大要頭と脚との高低一尺餘を程とすべし、七日を過て少低し、二七日が程には、常の如にしたるが可、或は褥子にて、圖のごとくにこしらへたるものよし、下のかたへこけんかとおもはるゝものは、かねて別の褥子やうのものを用て、脚のかたへかひあてゝよし、圖はその狀を示ために、かくのごとくなれども、產婦の體は、これよりおちつくやうにすること、こゝろうべし、

〔萬安方_{三十四}〕產後將護法○中

私性全云、日本國風俗云、產後七日七夜不臥、眠云々、此習久矣、凡男女產未產、若二三日夜不寢臥、則身心悅然、血氣錯亂、何況產勞之女、七日夜不睡臥、爭得安穩、是以心思忙然、言語謬誤、醫師失治稱邪鬼、看婦者用祈禳而後終天命、太可哀憐矣、千金聖惠外壹局方已下諸方皆生、產以後、須臾上床仰臥、立膝_{足不伸}未見一書一方而一夜乃至七日夜不睡臥之說、風俗之邪說、世々雖習用、醫師何不改正之、局方產後將護法云、且纔得分免、切忌問是男是女、看血下多少、隨證服治、血量之藥良久喫粥、服四順理中圓、蘇合圓、便令人以手從產婦心下按摩至臍腹、日々五七次、若有疾證、即隨證服藥粥、相間半時、頻々服餌、若疾急、則不認半時說、頻與諸藥、且產婦宜閉目而坐、背後倚物、左右看承、常令直立兩膝、雖時眠睡、頻令喚覺、過一伏時、方得上床、亦須立膝高擗床頭、厚鋪禡褥、直至百睡、常服當歸圓、當歸建中湯、四順理中圓、日各一兩服、以養藏氣補血脈、兩臍_{日也}之後、方得肉食、_{二七日以後}肉食云々鹿肉、聖濟錄百六十卷云、生產三日之内、只食白粥、間服滑血和氣之劑藥、三日之後、時飲少醇酒、并食軟飯、旬日以後、漸可食滋味、一月之內慎不可出房、縱步勿作女工之勞、又百日之內、慎無犯房室及諸飲食、又戒喜怒憂悲愁、恐致疾患、凡產婦一月之寢臥、常須覆衣被、縱暑月亦不得露身體、尤避風冷溫濕之氣、